

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
31	1111 居宅療養管理指導	イ 医師又は歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費	500	1回につき	
31	1101 居宅療養・未情報減算		((2)以外) 500 単位	情報提供を行わなかった場合 - 100 単位		400
31	1112 居宅療養管理指導		(2)居宅療養管理指導費 (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	290 単位		290
31	1221 薬剤師居宅療養 1	ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)在宅の利用者に対して行う場合	550	
31	1222 薬剤師居宅療養 1・特薬			550 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	650
31	1251 薬剤師居宅療養 2		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	385 単位		385
31	1252 薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	485
31	1223 薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)在宅の利用者に対して行う場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	500
31	1224 薬剤師居宅療養 1・特薬				500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1255 薬剤師居宅療養 2		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	350 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	500
31	1256 薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
31	1225 薬剤師居宅療養 3		(一)在宅の利用者に対して行う場合	500 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	350
31	1226 薬剤師居宅療養 3・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
31	1253 薬剤師居宅療養 4		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	350 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	350
31	1254 薬剤師居宅療養 4・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
31	1131 管理栄養士居宅療養	ハ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合	530 単位	530	
31	1132 管理栄養士居宅療養		(2)居住系施設入居者等に対して行う場合	450 単位	450	
31	1241 歯科衛生士等居宅療養	ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合	350 単位	350	
31	1243 歯科衛生士等居宅療養		(2)居住系施設入居者等に対して行う場合	300 単位	300	
31	1261 看護職員居宅療養	ホ 看護職員が行う場合			400	
31	1262 看護職員居宅療養・准看		400 単位	准看護師が行った場合 × 90%	360	